令和８年（フ）第１０６４号
福岡市西区石丸１丁目18番14号　グリーンハイツ山下106号
破産者　川崎　　晃
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２２号
群馬県館林市上赤生田町3416番地の１
破産者　ハウステックこと　田中　利彦
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第３６０号
福岡市西区田尻２丁目９番11号
破産者　田中　直光
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５５７号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵339番地１　パインパル須恵Ｂ201号
破産者　北尾　雅美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７３９号
福岡市博多区住吉３丁目６番８―208号　サヴォイ　ザ・セントラルガーデン、前住所福岡市南区大楠３丁目５番６―404号　オープンレジデンシア高宮プレイス
破産者　坂本　　風
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８５８号
福岡市早良区西新７丁目６番16―407号　リリーフ西新
破産者　北口　　颯
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０１７号
代替住所Ａ（旧住所福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2052番地３　セトル鞍手403号室）
破産者　梅田　博夢
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３７３号
福岡市中央区天神３丁目７番22―202号　サヴォイ　テンジンスクワイヤー
破産者　高野香緒莉
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４４号
福岡市中央区谷１丁目７番５―2103号　メゾン・ド・ノア103号
破産者　金城　和昭
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５４９号
福岡市博多区千代４丁目14番14―103号　千代町小路レジデンス、前住所福岡県田川郡大任町大字今任原2980番地４　つばき団地22号
破産者　望月　美希（旧姓荒瀬）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１７１号
福岡県古賀市谷山1101番地１　アロサール古賀201号
破産者　小田沙央利
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２３９号
福岡市城南区干隈２丁目１番６号
破産者　長田　侑子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６１８号
福岡市博多区元町２丁目６番１―305号　南福岡ハイツ
破産者　野田　涼斗
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９７号
神奈川県三浦市南下浦町金田998番地11、前住所神奈川県横須賀市公郷町２丁目16番地８　グロリアスハイツ801
破産者　金子　武尊
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１３４号
神奈川県三浦郡葉山町堀内339番地
破産者　吉江　和彦
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第１４４号
富山市中川原147番地
破産者　廣瀬　慶三
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２号
富山市呉羽町6832番地11
破産者　河本　子理　こと　ＨＡ　ＫＡ　ＭＹＵＮＧ　河　佳明
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０３号
富山市珠泉東町100番地106
破産者　奥貫　卓也
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１５号
富山市西荒屋410番地　リバーサイド・ヴィラＢ101号室、開始決定時の住所富山市堀川小泉町二丁目５番２号
破産者　近岡　雄哉
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部